

鳥栖市への**本社機能移転、支店設置**を補助します

◆補助内容

○オフィスを**建てる**場合

1. 事業の用に供する設備、機械及び装置を取得した場合

取得費用の1 / 10 を初年度に交付 (限度額：1,500万円)

2. 当該取得資産に対して課する

固定資産税相当額を3か年度交付

○オフィスを**借りる**場合 ※1と2の選択制

1. 事業所賃貸費用の

1 / 2 の額を3か年度交付 (限度額：1,000万円)

または

2. 所有している事業の用に供する建物、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する

固定資産税相当額を3か年度交付

◆条件

○市内新規従業員者の数が10人以上

※支店設置の場合は、九州地方を中心とした3県以上を統括する事業所

◆対象となる主な業種

- ・製造業
- ・ソフトウェア業
- ・インターネット付随サービス業
- ・道路貨物運送業

◆対象となる部門

- ・調査及び企画部門
- ・情報処理部門
- ・研究開発部門
- ・国際事業部門
- ・その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

■問い合わせ先

鳥栖市 商工振興課 企業立地係

Tel : 0942-85-3606 Fax : 0942-83-3095 メール : syoukou@city.tosu.lg.jp